

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第2期募集 法律科目試験問題

民事訴訟法

平成25年10月26日（土） 15：15～16：00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の問い合わせに答えなさい。（配点：40点）

Aが、Bに対して100万円を貸したが、約束の期限を過ぎてもBがそれを返済しないと主張して、貸金返還請求の訴えを提起したところ、Bは、弁済の抗弁とともにBがAに対して有する同額の売買代金と相殺する旨の抗弁を提出した。

裁判所が、Bの弁済の抗弁を認めて請求棄却判決を言い渡し確定した場合と、Bの相殺の抗弁を認めて請求棄却判決を言い渡し確定した場合とでは、既判力の面でいかなる違いをもたらすか（弁済の抗弁と相殺の抗弁の異同を踏まえたうえで違いをもたらす原因についても説明すること）。

以上